

延平益夫議員にお預け致します。

議長

続きまして各種委員の選出を行うわけですが、
従来からの例に準じて上げますと、小企業資金の融資審
査委員会の委員は建設委員長がやっております。

福生町民生委員推薦委員は一名厚志委員長が担任してあり
ます。

西多戸郡青少年問題協議会委員は一名ですが、これも厚志委
員長がつとめてあります。

表彰審査委員会委員は各委員長と二副議長で五名となつてお
ります。

福生町青年英会理事五名は同じく二副議長と各委員長とさう
ことになつております。

次の都市計画審議会委員は建設委員七名と議長が入って

八名になつております。

次の防犯協会の理事は總務委員長と議長の二名になつてあり
ます。

次に福生町観光協会の理事と選出するのであります。が、今

までの例に準じて上げますと、二副議長と産業即ち建設の二副
委員長が兼任になつてあります。

これは今までのやつてきた例であります。が、これについて御
意見をお預けいたします。

議長

「カニ番」

今までの慣例は議長から数えのありましたように、各種

委員長が担当されておられる話ですが、大へん結構なものと

思います。然しなから各委員も大分お忙しなつてまゐり

まして、これらの点と全部委員長が兼ねるとさうなるとは、頭初

からの総花的な人事のカラのアイデアを公開する、と云うこと

もありませんので、この等の点と先般審議されるよう仰願い
いたします。

一、十三番各委員会の構成ですが、年々再々内容が変ると云うことは
他市町村の比較もありますので、この等が不合理な点か
なかつたかどうか意見をお願いしたい。

一、市役
唯今の債目でありまして、さうしたことにつきまゝ取上げて
ます。かつた云うようなことは認められない。強て云うならば
西多摩郡青手問題協議会の地租担当の委員が助役と云う
ことになつておりますが、指導部の方の会議にはあつたない
と云うようなことがあり、議員さんには関係ありませんが、強
て云うならばこの程度のことです。

一、十三番
今回の選挙において、各候補者の方々が街頭で訴えらる
ありまして、たゞとは、非常に福生町の現状階といつた
まゝ、重要な問題であります。一昨年の十一月

に三ヶ村の地域指定が、一軒の都市計画に、一ぼろ、その区
面がやがてでき、まゐりました。けれども、この等の都市計画の
基本線と将来共々、造りに打出すのには年々委員が替
ると云う制は、私はあまり感心しないと思ひます。

本年新しく議会構成が変りましたので、こゝで建設委
員の方々が都市計画委員になります。が、この方々が又本年
建設委員が変るので、又都市計画委員も変ると云うような
ことでは、まずい問題があると思ひるので、この点について意見
見をとつて戴きたいが、これは出来るだけ固定した方々に或程
度やつて戴かないと、始終年次計画の（？）にまづいて、まづ
とどうも太い一本の線が人間の心から下せさうもないと思ひ
やういふので、私が深念をしております。

一、議長
唯今十三番議員からの発言ですが、その主旨として、同感です。
一、十三番
唯今十三番議員の年次計画のようになつてゆくこと、話があ

議会の三分の一の人数を議会からと云うことであり、それから
三分の一の八名に相当する外の関係の委員をつくることを
とて、識見経験者の中から何名、それから関係の官公署から
役場、地方事務所、或は都の関係と云う中から若干名と
云うようなことで案が示されまして、現在十六名の委員で
構成してあります。

この会は、原則に於て村長が会長になることになっております
ので、こちらでも都市計画審議会は町長が会長になり、委員
が十六名と云う構成であります。

も一つつけ加えますが、福生町が都市計画の一部として
従来やってきたわけでは、昭和十五年からそのようにやつ
てきたのです。が、最近になって、町村、瑞穂が都市計画
をやりたいと云う要望がありまして、都でも近郊都市
計画を実施すべきだと、云うような見解になりました。

今回新しく、福生、瑞穂、町村の三町により、福生都市計画
をつくることになり、まだ成案ができてないが色々

調べて、従来の都市計画を現在の状態におはまるよう
に変更し、福生を中心として福生都市計画をやること
に決つてあり、選挙前に成案を都の方から示すから
と云う話があったものでありますが、選挙になつてしまつたの
で選挙後にと云うことになってきております。

都下全体の区市町村が全部この際、今までの都市計画を
再検討して、五直一とする事になっております。数が
多いので都でも廻らなないので、時期が遅れているが、概ね最近
内容が示されて、町の審議会に検討願うと云う段階になつて
と云います。

それから町村、瑞穂と連絡してやりませんと不合理の点が生
ずる、例えは道路において、町境にやまますと、こちらで計画

「た道路と向うで計画した道路と合うようにしないと思
合の悪いものがあふ上るので、やうな点々な関係につき
まゝで連絡調整をはからうと云うようなことから、三つで連絡
協議会をつくと、各町村から五名ずつの委員とあつて、色
々の相談をしてやうと云うことになつております。」
従つて十六名の委員の中、から町長、議長と合のて五名の表
者とあつて戴くことになりすが、これは議会のすがきまりますと新
審議会の全員に集つて戴いて決めたと思つております。

花村を現状になつておりますので御了承下さい。

「町長
ミにありませんが、市民健康保険運営委員と云うものがあり
従来運営委員については議会の同意を得ると云うものであり
まゝだが本年、法律の改正になり、今度は町長が委員とす
ればよいと云うことになつております。」
ところで、保健運営委員
の構成でありますか、これは被保険者の代表と、医者代表と

公益代表として議会から委員とあつてあります。改正により
まゝで今度は議会の方から三名をお願いすることになつてお
ります。こちらから名指でも何です。今、議会から御決
め戴きたいと思ひます。従来厚生の仕事ですから厚生委員
からあつたのであります。が三名選出をお願いします。
「議長
唯今、町長が説くのも保健運営委員について、議会から三名と
することになります。」

「オニ番
先程決つた常任委員の中で厚生委員会を戴いておられ
よいと考えます。任期は四年、不召二年であつたか。
「オニ番
二十番議員の発言のようにならば、厚生委員会に付託したらいと希望し
ます。」

「議長
厚生委員から御決めに御説あります。」

「議長
要議なので十分休憩して厚生委員から御決めます。」

一議長 両席いたします。

送りの結果 渡井明 細刈重一 磯村武夫
以上三名に決定いたします。

一十九番 常任、特別委員会の中に首都圏整備研究会委員会がある
たと記憶しているのですが、これは都市計画と関連した
大きな問題と考えます。この点如何考えらるか。

一十九番 首都圏整備と云うこの予算を利得する関係、これは当然
名称はとも争、さうした委員会を設置しておくべきではない
か、都市計画で宜しいと云えば結構ですが別に研究して
進めるのかよいのではないか。

一十九番 九番議員から発言のあった首都圏整備研究会は以前まであ
りましてたが事実上あまり会合も少くありません。たが都と
云う枠の中から考えますと重要性がありますので九番
議員の意思を生かして全議員により、本委員会を構成いたす

宜しからうと存じます。

一議長 首都圏整備研究会は従来設置されていたものは委員も
議長、副委員長も田村祐一議員、委員として西村大久保、渡井
誠、栗田誠、森田茂一、高橋三郎、並木秀、山下幸三
の各議員がおります。以上九名が委員になっております。
このよう議で構成するが、先程の議会全員で構成するか。

一十九番 理事者の意見も聞くのが一番よいと考えますが、青梅市を中心
として近隣町村を一つの衛生都市の対象地域といたしま
して、九番の衛生都市の指定をこの方針とありますので
はつきりレポートを打って結論が出ておりますので、現
在の段階では首都圏構想と云うことには相当關心を持た
なくてはならぬ移住の段階ですが、先程説明のありま
都市計画審議会があります。会長が市長である。それに
委員会構成がありますので、それ等の課題に盛上げたい

て一本でできるものではないは、その方が宜しいし、又全然別個に
議会の中へ名称を変えて存置してもよいと思ひます。が
理事者の考方は如何ですか。

一 町長 首都圏整備の關係にあります。が、衛生都市の指定を受ける町
係に、まゝで、むつかしくなると市街地開発地域の指定となつてい
なりました。が、青梅、瑞穂、羽村、福生の四市町で陳情をい
ります。青梅町の市に問題の土地があり、まゝで、まゝな
非常によいといふことと、首都圏委員会の方から調査に來
う水が、あまり場所が思わしくないと云うことと、保田になつ
てあります。

町村等のは何と工場も誘致しようといふことと、再々相談さ
して、大面積の田畠をつくるには、首都圏の指定で
いけません。と、農地法の關係を許すことがもらえなかつたといふ
不便があります。大きな面積の場所には工場を置くといふ

なにと云ひますと、どうも首都圏の指定を受けよう
ければならない關係がある。羽村にも、瑞穂にお
いても、更に手を取合つて運動しようといふことになつてあり
ます。

どうも、実を推進いたしますには、都市計画審議会、そ
れから又、その連絡協議会と云うような形で、と關係
の町村と交渉を持つた方がよいのはないか、実行面
では、斯様に考へてあります。

唯、色々の問題点について、は特別委員会と云つても結構であ
るが、推進をいふやうなものは、各々、都市計画審議会と云
う、又、瑞穂、羽村は、三町の連絡協議会をとつてあります
ので、そのうち、所が尚緊密な連絡をとつて押し進めてい
つたら、よからうと思ひます。

青梅では、一応、議会と、議会外の多くの人がなる。市街地指定

の促進期成会と云うものをつくつてあります。

他の市町村と連絡をとつて進めてゆくには都市計画、線を進めてゆくことが一番で、改める人合がななく、さうした状況がよまてゐるのでさう云つたところで検討して進めて行つたうどうか、進め方についてはそのように考えます。

一十三番 現在の初まりの状態を外部からうつなかる線と検討した
いますと、青梅線の複線化並に東京直通を大体現在の予
想つは三年後くらいに実現し、さうした状態で、状況にもなつてあり
ますし、又未知数のものですが、武州鉄道が瑞穂から青梅
に、振けると云う状態が実現いたしますと、非常に市街
地開発の指定を受ける条件が具備されてまいります。
又さういふ点、関東にふつて町造りを大局から進めてや
かなくてはならない。と云うようなことを考へ合えますと、今
の大体の意向は解ります。したが、いざん外に特別委員会



その他首都圏構想の手を打つた何かを置いておいた方が
理事者の励みにもなるだろうし、^{又非常には}何の推進される面が出てくる
と思ひますし、なま／＼九番議員の発言もあります。この確が解
散は致してないので、名称と現段階に合せて更にこれを存置す
るゝとが適当であらうと思ひます。

一議長 オ十三番議員の発言について、御意見はありますか。

要、議長の発言あり。

一議長 従来通り設置するとう線ですが、要議ありませんか。

要議ありません。首都圏対策の特別委員会と云う名称のもと
に委員会を設置します。

これはオ十三番議員の発言のように、全員で構成するか、或は何名
かの委員を選んて設置するか如何、採にするか。

一オ十三番 本件については重要な問題が重つてきた場合に、咄今までのよう
に法の研究についてございませんの。今度はそのよう指定

を受けらるゝ或は十三番議員より発言もありましたように市街地利用及び面と併せて首都圏条件の具備もわきまを、どうやら問題も協議するところとすべきは当然全議員協賛的なものになるから、従って名称は首都圏対策委員会に切替えたもので重要な審議はすべきであらうと考へます。それで先程提案のように全員をもって首都圏対策委員会を設置することも要望いたします。

議長 唯今十三番議員の発言ですが、その線で設置してあくともうひとつ要議ありませんか。

要議なしの声あり。

議長 要議ありませんのう以上のように決定いたします。

議長 先程から大分長く協議会もやって戴いて色々の委員会の確成を願ったのであります。が本会議に叩換えて再確認を仰願ひし。続いて議案の審議を進めたいと思ひます。

本 会 議

議長 本会議も再開いたします。

日程第六 特別委員会委員の選任について

議長 本件を上程いたします。

書記 朗 読

(指名により)

議長 特別委員会の委員を次の通り決定いたします。

と場運営特別委員会

高橋彦市

渡辺雄三郎

斎藤真一

石川信義

山下幸三

中西虎蔵

渡井 明

瀬古信蔵

自治会館建設特別委員会

大久保一郎

高水惣八

平井賢治

高橋彦市